

平成30年6月亀山市議会定例会 専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第49号	亀山市税条例の一部を改正する条例	1
議案第50号	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	3
議案第51号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	4

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
----	------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

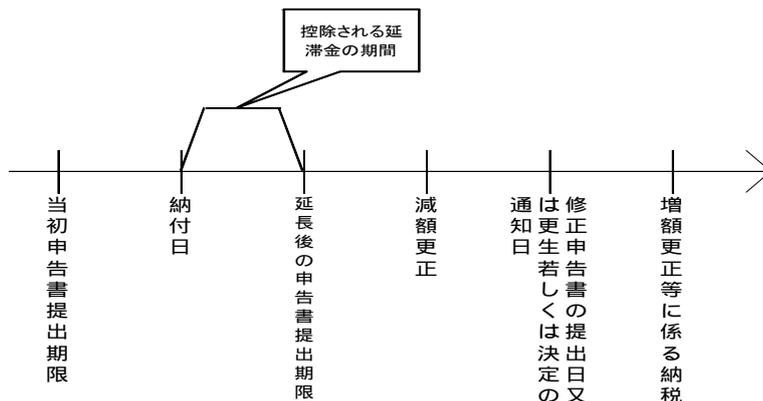
なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

市民税関係

(1) 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、納付すべき税額を減少させる減額更正があった後に増加させる増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を延滞金の計算期間から控除して計算することとしました。

< 第11条、第43条、第46条、附則第7条及び附則第8条関係 >



固定資産税関係

(2) 平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを平成32年度まで延長する措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行ったものです。

< 附則第20条から第22条まで、附則第24条及び附則第29条関係 >

参考

負担調整措置とは、課税の公平性の観点から、地域や土地により不均衡な負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させるため、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地は緩やかに税負担を上昇させることによって負担水準の不均衡な幅を狭めていく措置です。

3 その他

- (1) 施行日は、平成30年4月1日としました。
- (2) 市民税関係については、平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人市民税に係る延滞金について適用することとしました。
- (3) 固定資産税関係については、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用することとしました。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付けで専決処分したものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを平成32年度まで延長する措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行ったものです。</p> <p style="text-align: center;">< 附則第7項から第11項まで及び附則第13項関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成30年4月1日とし、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用することとしました。</p>		

件 名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市 民 課
-----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を27万5千円（現行：27万円）に引き上げることとします。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を50万円（現行：49万円）に引き上げることとします。

（例）

	軽減判定所得の計算式	対象所得()
現 行	5割：33万円 + 27万円 × 被保険者数	～ 114万円
	2割：33万円 + 49万円 × 被保険者数	～ 180万円
改 正 後	5割：33万円 + <u>27万5千円</u> × 被保険者数	～ 115万5千円
	2割：33万円 + <u>50万円</u> × 被保険者数	～ 183万円

3人世帯の場合

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とし、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。